

八尾市水道局告示第36号

八尾市水道局料金徴収等総合業務について、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び八尾市水道局契約規程（昭和47年水道局管理規程第3号。以下「規程」という。）第7条の規定により次のとおり公告する。

令和6年5月21日

八尾市水道事業管理者 赤鹿 義訓

記

1 入札に付すべき事項

(1) 件名

八尾市水道局料金徴収等総合業務

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和6年7月1日から令和6年9月30日までを本業務の準備期間とし、業務履行期間は、令和6年10月1日から令和11年9月30日までとする。

なお、本業務委託の準備期間に係る経費等は、受託者の負担とする。

(4) 入札方法

郵便入札とし、後記「11 入札の執行等」(1) 入札方法等で定めるとおり実施する。

(5) 入札回数

3回

(6) 支払条件

毎月払い

2 入札に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 令和6年度八尾市物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）において登録されているものであり、かつ次の区分に登録

されている者であること。

大分類＝その他 小分類＝メーター検針・集金等

- (2) 給水人口25万人以上の水道事業体（広域企業団等の特別地方公共団体を
含む。）において、水道使用契約等の開閉栓等受付から水道料金等の収納、
滞納整理を含めた料金徴収に係る一連の業務を2年以上継続して受託し、
令和2年度以降に完了ないし継続中の業務実績を持つこと。なお給水人口
とは、受託した水道事業体において、受託業務の対象となる給水人口をい
う。
- (3) 業務実施体制は次に掲げるとおりとする。
 - ① 履行期間において仕様書に定める業務を滞りなく遂行できるよう、当
該業務に関する十分な知識を有する者を必要人数配置すること。
 - ② 業務責任者は、滞納整理を含む水道料金等徴収業務及び窓口業務など
に従事した10年以上の実務経験を有し、かつ業務責任者の経験が5年以
上の正社員を配置すること。
 - ③ 業務責任者の代理は、②の業務責任者と同等の10年以上の実務経験を
有する正社員を配置すること。
 - ④ 業務従事者は、②の業務責任者および③の業務責任者の代理を除き、
8名以上の正社員を配置し、そのうち5名以上は、滞納整理を含む水道
料金等徴収業務または窓口業務などに従事し、5年以上の実務経験があ
る正社員を配置すること。
 - ⑤ ②～④の実務経験において、検針業務やその他本仕様書に記載されて
いない業務内容は含まないものとする。また経験年数は令和6年3月31
日時点における年数を記載すること。
- (4) 次に掲げるいずれかの認証を受けていること。
 - ① 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク制度
 - ② 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格（ISO/IEC27001）
又は国内規格（JISQ27001）
- (5) 単体事業者であること。（共同事業者での参加は認めない。）
- (6) 公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間において、八
尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措

置」という。)、八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置(以下「入札等排除措置」という。)及び本件業務に関連する法令に基づく営業停止処分を受けていないこと。

- (7) 八尾市暴力団排除条例(平成25年八尾市条例第20号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

3 入札参加資格審査申請書

公告の日から入札参加申請締切日までの間に八尾市ホームページに入札参加資格審査申請書の様式を掲載するので、これをダウンロードして作成すること。

ホームページのURL

https://www.city.yao.osaka.jp/soshiki/34-1-0-0-0_4.html

4 入札参加資格審査申請手続

- (1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる入札参加資格審査申請書類(以下「申請書類」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ① 入札参加資格審査申請書
- ② 業務実績調書及びこれを証明する契約書の写し等

- (2) 申請書類は、入札参加資格審査申請受付期限までに、受付場所へ持参又は郵送にて提出しなければならない。

- (3) 申請書類を郵送により提出する場合は、一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスのいずれかの方法によること。

5 入札参加資格審査申請受付

- (1) 受付期間

公告の日の翌日から令和6年6月4日までの日(八尾市の休日を定める条例(平成2年八尾市条例第20号)第1条に規定する市の休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。なお、郵送については受付期間内必着とする。

- (2) 受付場所

八尾市光南町一丁目4番30号 八尾市水道局3階

6 入札参加資格審査及び通知

申請書により入札参加資格を審査し、その結果については、令和6年6月5日に電子メールにより通知する。なお、入札参加資格を認めなかった者に対しては、理由を付して通知する。

7 仕様書等に対する質疑及び回答

仕様書等に対する質疑は、入札参加資格を認められた者が、電子メールで行うこととし、その他の方法によるものは、一切受け付けない。

(1) 質疑受付期間

令和6年6月5日から同月10日午後3時まで

(2) 質疑受付電子メールアドレス

suidoufaq@city.yao.osaka.jp

(3) 質疑に対する回答

令和6年6月13日に電子メールにより行うこととする。なお、受け付けた質疑及びその回答は、入札参加資格を認められた全ての者に対しても、同日に電子メールにより通知する。

8 入札に参加することができない者

(1) 入札参加資格審査申請時から入札時までの間において、入札参加停止措置を受けている者

(2) 入札参加資格審査申請期限までに申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者で、当該法律に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの

9 契約条項を示す場所

前記「5 入札参加資格審査申請受付」(2)に同じ

10 入札保証金

規程第9条に規定する入札保証金は、規程第11条の各号の1に該当する場

合はその全部又は一部を免除とする。ただし、入札保証金の納付を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、違約金として、落札金額の100分の3に相当する額を徴収するものとする。

11 入札の執行等

(1) 入札方法等

① 入札方法

ア 入札書および入札金額内訳書（2回目以降は不要）には、入札金額、入札者の所在地、商号又は名称並びに代表者の職及び氏名を記載し、届出印を押印の上、受付期間内に、受付場所に郵送して提出しなければならない。

イ 入札書の提出方法は、八尾市水道局郵便入札手引きに従うものとする。

② 入札書受付期間

令和6年6月5日（水）から同月20日（木）【必着】

③ 受付場所

前記「5 入札参加資格審査申請受付」(2)に同じ

④ 総価による入札とする。

⑤ 入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を、入札書に記載すること。

12 入札辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。なお、持参する場合は、開札開始時刻までにとし、郵送の場合は、令和6年6月20日（必着）までに、一般書留、簡易書留およびレターパックプラスのいずれかによる受付とする。口頭及び電話による辞退は認めない。

13 入札執行の日時及び場所等

(1) 日時

令和6年6月21日（金） 午前10時00分

(2) 場所

八尾市光南町一丁目 4 番30号 八尾市水道局 4 階 防災対策室

(3) 開札

入札参加者は、開札を傍聴することができる。ただし、参加人数は、1 事業者 1 人までとし、開札に関する意見や発言等は認めない。

14 入札の中止

入札に参加する者の数が 1 に満たない場合、及びその他やむを得ない事由による場合には、入札を中止する。

15 落札候補者の決定

(1) 落札候補者決定に当たっては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を、落札候補者とする。予定価格の範囲内で有効な入札がないときは、2 回目の開札を行う。開札は 3 回までとする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者の数が 2 以上であるときは、くじにより落札者を決定する。この場合は、八尾市水道局郵便入札手引き 3 入札の取り扱い（3）同額入札の場合のとおり、くじを引くこととする。

(3) 落札者へは、開札日に電話連絡を行い、開札日の翌営業日までに八尾市水道局ホームページに掲載し公表する。

16 開札後に行う入札参加資格確認書類による事後審査

開札後、落札候補者となった者は以下の入札参加資格確認書類を提出し、入札参加資格の事後審査を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認書類

① 事後審査に係る誓約書

② 八尾市暴力団排除条例に基づく誓約書

③ 業務責任者、業務責任者の代理、5 年以上の経験がある正社員等の実績を確認するための業務実施体制調書（過去に従事した発注元、業務名及び業務経験内容を記入すること。）

④ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク登録証の写し。もしくは情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格（ISO/IEC27001）又は国内規格（JISQ27001）の認証登録証の写し

(2) 入札参加資格確認書類の提出方法等

① 提出方法

持参又は郵送とする。

② 提出期限

令和6年6月24日 午後3時

提出期限までに提出されない場合は、当該落札候補者の資格を失うものとする。なお、郵送については消印有効とする。

③ 提出先

前記「5 入札参加資格審査申請受付」(2)に同じ

17 落札者の決定

(1) 開札後、落札候補者について前記16による事後審査を行い、入札参加資格があると認めるときは落札者とする。ただし、当該落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、次順位者を落札候補者として順次事後審査を行い、落札者を決定していく。

(2) 落札候補者が落札候補者の資格を失った場合は、次のとおりとする。

① 事後審査において、落札候補順位第1位の者が失格と判断された場合、次順位者を繰り上げて新たに落札候補者とする。くじにより落札候補者が決定された場合の次順位者は、くじ順位によるものとする。落札候補者が落札候補者の資格を失った場合の新たな落札候補者となる次順位者への連絡は電話にて行う。水道局が指定する日時までに入札参加資格確認書類の提出を求め、事後審査を行うものとする。

② 事後審査の結果、落札候補者となった次順位者が有効と判断された場合、落札者として決定する。

18 契約の締結

開札日から契約締結日までの間において、落札候補者又は落札者が入札参加停止措置又は入札等排除措置を受けている場合は、落札候補者については無効とし、落札者については契約を締結せず、又は契約を解除することがある。この場合において、水道局は一切の責めを負わず、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

19 入札の無効

八尾市水道局競争入札要綱（以下、「入札要綱」という。）第7条の各号

の1に該当する入札及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

20 契約保証金

落札者は、規程第31条第1号の規定による契約保証金を納付しなければならない。ただし、規程第32条の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金は免除する。

21 問合せ先

前記「5 入札参加資格審査申請受付」(2)に同じ

電話 072-923-6300 (直通)

電子メールアドレス suidoufaq@city.yao.osaka.jp

22 その他

- (1) 提出書類の返却はしない。また、提出書類は落札者決定の目的にのみ使用し、他の目的には使用しない。
- (2) 入札参加者は、入札要綱を遵守の上、入札に参加すること。